

申請者用

令和8年度 水戸市住宅用蓄電システム設置補助金 申請の手引き

水戸市では一般家庭における脱炭素化の取組を推進するため、住宅用蓄電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付します。申請に当たっては、申請者ご本人様が「補助金交付要項」及び本「手引き」を熟読の上、お手続きされますようお願いいたします。

問合せ及び提出先 水戸市生活環境部環境保全課保全係
〒310-8610 水戸市中央1-4-1
水戸市役所3階
TEL 029-232-9154（直通）

- 1 申請受付 令和8年4月1日（水）から
（先着順に受け付け、予算の上限に達した時点で終了とします。）

2 補助対象設備

補助対象設備	要件
住宅用蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年度又は令和8年度に、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて登録されていること。 ●電力を繰り返し蓄え、必要に応じてその蓄えた電力を活用することができるものであること。 ●自らが居住する市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に設置された太陽光発電システム（発電出力が10kW未満のものに限る。）と接続し、その太陽光発電システムで発電される電力を充放電できるものであること。 ●住宅用蓄電システムにより供給される電力が、自らが居住する市内の住宅において使用されるものであること（<u>店舗、事業所等との併用住宅の場合は、個人の所有で、充放電した電気を住居部分で使用すること</u>）。 ●据え付けて設置できるものであること。 ●未使用品であること。 ●設置する蓄電システムの設置場所に住民票登録をすること。

※ 設備購入費及び設置工事費に関し補助します。

※ リースは対象外とします。

※ キャンペーン等で無料となる場合等は、対象外とします。

3 補助金額

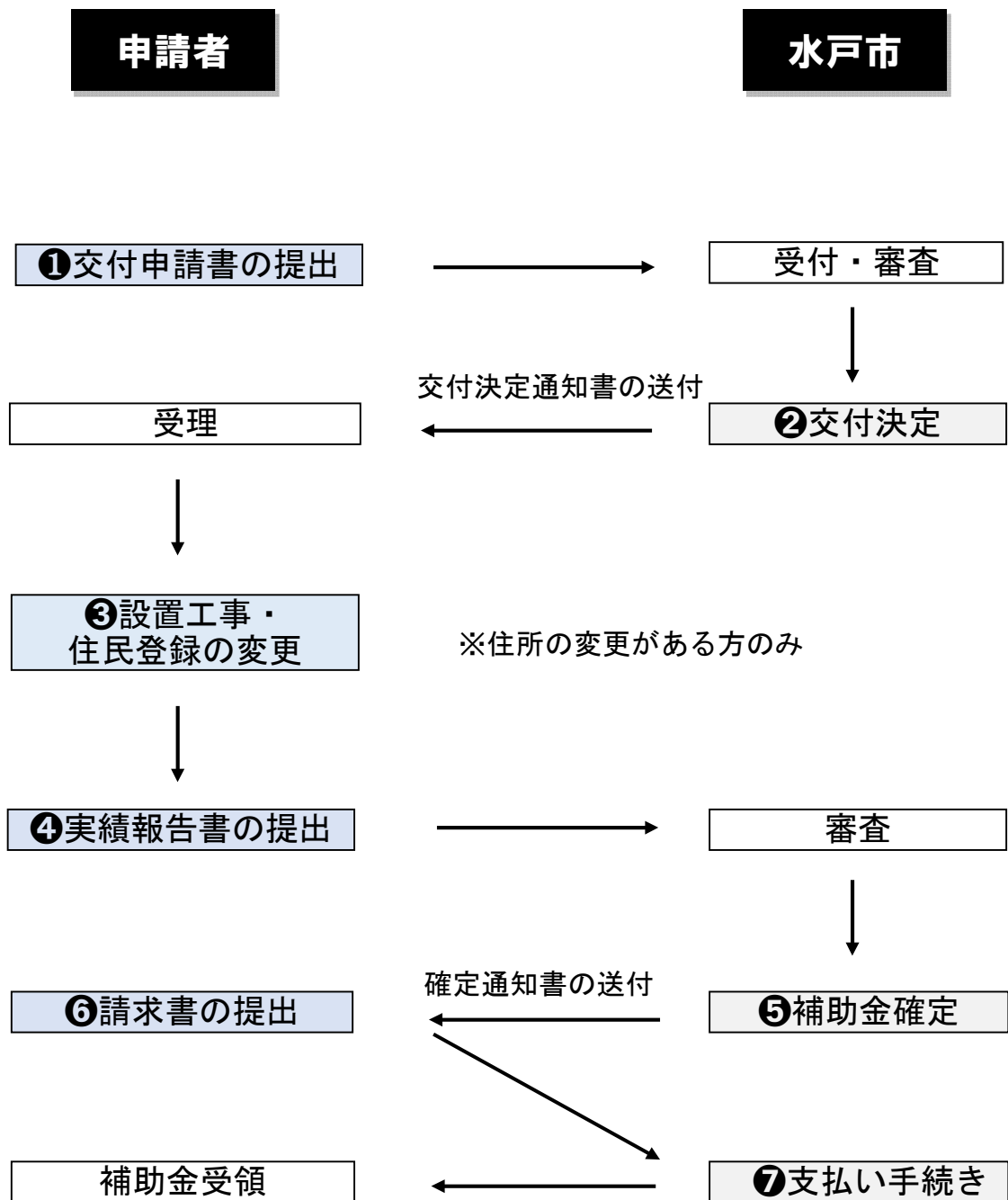
上限 50,000 円

4 補助金の交付対象となる方

以下の条件全てを満たすことができる方が対象となります。

- (1) 次のいずれかに該当する方で、設備購入費及び設置工事費を自ら負担する方
 - ア 現在自らが所有し、かつ居住する市内の住宅に、住宅用蓄電システムを設置する方
 - イ 自らが居住するために購入する市内の住宅に、住宅用蓄電システムを設置する方
 - ウ 住宅用蓄電システムが設置された市内の住宅を、自らが居住するために購入する方
 - エ 申請者以外の方が所有する市内の住宅に居住する方で、その住宅を所有する方の承諾を受けて、その住宅に住宅用蓄電システムを設置する方
- (2) (1)イ又はウに該当する方にあつては、申請年度内においてその住宅に居住する見込みであること。
- (3) 本人又は本人と同一の世帯に属する方が、過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 市税の滞納がない方
- (5) 本人又は本人と同一の住所に居住する方が、茨城県が実施する「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭内で省エネの取組を行っていること。

5 手続きの主な流れ



①交付申請書の提出

交付申請書に必要な書類を添付し、住宅用蓄電システムの設置工事が行われる（住宅用蓄電システムが設置された住宅の購入の場合にあっては、その住宅への入居）2週間以上前までに提出してください。

【申請時に必要な書類】

No.	申請時に必要な書類	チェック
1	●交付申請書（※1） 必須	
2	●設置する住宅用蓄電システムの概要等 必須 住宅用蓄電システムの設置工事を契約した業者に作成を依頼してください。	
3	●メーカー名、パッケージ型番、蓄電容量等が確認できるカタログ等 必須 一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページ (https://sii.or.jp/zeh/battery/search) の検索結果の画面の写しを提出することも可能です。	
4	●設置している太陽光発電システムの写真又は太陽光発電システムを設置することが分かるもの 必須 水戸市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付制度の別紙1（設置する太陽光発電システムの概要及び設置工事費）の写し等を提出してください。	
5	●蓄電システムと太陽光発電システムを連系する旨の念書 必須 水戸市住宅用蓄電システム設置補助金交付申請に係る念書を提出してください。	
6	●「いばらきエコチャレンジ」登録者アカウント情報画面の写し（※2） 必須	
7	●住宅の位置図 必須 住宅地図等を提出してください。	
8	●設置箇所の写真（※3） 必須	
9	●納税証明書（完納証明用）又は市税の納付状況等に関する調査についての承諾書 必須 水戸市税完納証明書又は補助金交付申請に係る市税納付状況等調査承諾書のどちらかを提出してください。	
10	●蓄電システム設置承諾書（申請者以外の方が所有する住宅に蓄電システムを設置する場合に限る。） 該当者 押印する場合は、申請者とは別の印を使用してください。	
11	●相手方登録申請書 該当者 補助金の振り込み先となる申請者本人名義の口座を指定してください。過去に相手方登録をされている方は必要ありません。	
12	●その他市長が必要と認める書類 該当者	

- (※1) 交付申請書の「居住予定日」は、令和9年3月15日までの日付にしてください。
「着手予定日」とは、住宅用蓄電システムの設置工事の着工予定日（住宅用蓄電システムが設置された住宅の購入にあたっては、その住宅への入居予定日）のことです。
「完了予定日」とは、住宅用蓄電システムを設置した住宅への入居予定日（住宅用蓄電システムを現在居住している住宅に設置する場合にあたっては、その設置完了予定日）のことです。令和9年3月15日までの日付となります。
- (※2) 茨城県が実施する「いばらきエコチャレンジ」に会員登録（無料）していることが条件となります。
【「いばらきエコチャレンジ」ホームページ】
<https://www.ibaraki-eco-challenge.jp/>
「いばらきエコチャレンジ」の登録者アカウント情報画面（名前・メールアドレス等記載）の印刷方法については、手引きの最終ページをご確認願います。
申請者本人が「いばらきエコチャレンジ」への登録が難しい場合、同一の住所に居住する方が登録する場合も対象とします。
- (※3) 住宅用蓄電システムの設置前と設置後で同じ場所と分かる写真を提出してください。住宅の建築前で更地等の場合は、その状態の写真が必要です。

② 交付決定

市は、申請を受け付けた後、審査を行い、交付決定通知書を申請者へ送付します。受付から送付まで、2週間程度かかります。交付決定通知書は、なくさないよう大切に保管願います。

③ 設置工事・住民登録の変更

交付決定通知書受理後、設置工事・住民登録の変更（以下「設置工事等」という。）を行ってください。交付決定通知書にある交付決定日より前に、設置工事や住民登録の変更を行った場合は、補助金の交付対象外となりますので、ご注意願います。

蓄電システムが設置された建売住宅を購入する場合でも、交付決定日より後に住民登録変更していただくよう願います。

④実績報告書の提出**【提出期限：令和9年3月15日（月）または
設置工事完了から1か月後のいずれか早い日】**

設置工事等完了後、速やかに実績報告書を提出してください。期限までに実績報告書（添付書類を含む）が提出されない場合は、補助金をお支払いすることができなくなる場合があります。やむを得ない理由で提出期限までに実績報告書を提出できない場合はご相談ください。

【実績報告時に必要な書類】

No.	実績報告時に必要な書類	チェック
1	●実績報告書 必須	
2	●設置に係る領収書の写し 必須 宛名が申請者 <u>単名</u> となっているもので、住宅用蓄電システムの設置費用が含まれる旨及びその金額が <u>但し書き</u> に明記されている領収書の写しを提出してください。	
3	●設置の状況を示す写真（※1） 必須	
4	●住民票の写し（※2） 必須 市で発行した証明書の原本が「住民票の写し」です。コピーせずにそのまま添付して下さい。	
5	●補助金請求書 必須	
6	●相手方登録申請書（※3） 該当者 申請時に提出した相手方登録申請書の記載内容に変更がある場合に限りです。	
7	●その他市町が必要と認める書類 該当者	

（※1）蓄電池部の写真で、設置前と設置後で同じ場所と分かる写真を提出してください。

（※2）交付申請書・実績報告書の設置場所及び住民票の住所は、一致する必要があります。それらが異なる場合、同一の場所であることが確認できる書類を添付してください。

例）申請時には地番で指定したが、住居表示により実際の住所は別に付番されている場合、地番と住所の関係性を示すため、「住居番号付番通知書」を添付してください。

（※3）相手方登録申請書の住所と、住宅用蓄電システムの設置場所は一致する必要があります。

⑤補助金確定

実績報告書の提出があった場合、市は審査を行い、補助金の金額を確定します。

⑥請求書の提出

交付決定通知書に同封された補助金請求書を実績報告書と併せて提出してください。

⑦支払い手続き

補助金請求書に基づき、指定口座に補助金を振り込みます。

6 その他

(1) 書類の書き方についての注意事項

ア 住所には字名を記入しないでください。

イ 黒のボールペン（消せるボールペンは不可）で記入してください。

ウ 押印欄のない書類を訂正する場合は、訂正印による訂正はできませんので、正しい内容の書類と差し替えてください。また、押印欄がある書類については、訂正印を用いて訂正することができます（修正液・修正テープ・消しゴム等を使用して訂正することはできません。）

(2) 写真に関しては、ピントが合ったはっきりと見える写真を提出してください。不鮮明な写真は不可とします。

(3) 補助金の交付決定後に、申請した内容に変更が生じた場合や、設置工事等が完了せず、提出期限までに実績報告ができない場合には、分かった時点で速やかに変更等承認申請書の提出をお願いします（提出期限は令和9年3月15日（月））。変更内容が分かる書類や、申請時（過去）に提出した相手方登録申請書の記載内容に変更がある場合は相手方登録申請書も併せて提出してください。

(4) 「いばらきエコチャレンジ」に関する不明点等については、茨城県環境政策課（電話：029-301-2939）までお問い合わせください。

(5) 提出書類でコピーが必要な方は、提出前に必ずコピーをとっておいてください。

「いばらきエコチャレンジ」のアカウント情報について

- 1 いばらきエコチャレンジのホームページにアクセスし、画面で新規登録（無料）を行う
- 2 ホームページ画面（ログイン後）の「アカウントの編集・削除」をクリック



- 3 アカウント情報を印刷し申請時に提出

この画面を印刷

The screenshot shows the 'アカウントの編集・削除' page. The page title is 'アカウントの編集・削除'. Below the title, there is a registration form with the following fields:

名前	20文字以内
メールアドレス	
新しいパスワード	半角英数字8文字以上
新しいパスワード確認	
お住まいの市町村	
ご家族の人数	半角数字
お知らせ	受け取る